

あきる野市地域密着型サービス等整備推進事業補助金交付要領

(通則)

第1条 この要領は、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき実施する地域密着型サービスの整備に対して、東京都の「地域密着型サービス等整備推進事業交付要綱」により交付される補助金を財源として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、あきる野市補助金等交付規則（平成7年あきる野市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域密着型サービス等整備事業について、その事業に要する費用の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、あきる野市地域密着型サービス指定候補事業者として選定され、別表の第1欄に定める対象施設を整備する運営事業者、土地所有者等又は建物所有者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う別表の第1欄に定める対象施設の整備であって、事業計画に適合したものとする。

(暴力団等の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（あきる野市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費で、別表の第4欄に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、補助対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担している費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金額)

第7条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、様式第1号に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、交付申請のあった補助事業について適当であると認めるときは、補助条件を付して補助金の交付を決定し、様式第2号により補助事業者へ通知する。

2 市長は、交付申請のあった補助事業について不相当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、様式第3号により補助事業者へ通知する。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者が、この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じるものとし、様式第4号により行うものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、別記1の補助条件を付するものとする。さらに、本条第1号から第3号までに対して補助する場合には別記2の補助条件、本条第4号及び第5号に対して補助する場合には別記3の補助条件、本条第6号に対して補助する場合には別記4の補助条件、本条第7号に対して補助する場合には別記5の補助条件を併せて付するものとする。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）

(3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

(6) この事業が対象とする地域密着型サービス等を行う拠点を整備する土地所有者等

(7) この事業が対象とする地域密着型サービス等を行う拠点を整備する建築所有者

(請求)

第12条 別記1の補助条件6に定める補助金の額の確定通知を受けたときは、所定の期日までに様式第7号により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付)

第13条 この補助金は、前条の請求を受けて交付する。

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月15日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定による申請がなされたものについては、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 対象施設	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス等の整備			対象施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数	

備考

- (1) 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、本要領第6条及び第7条の補助対象経費及び補助金額に基づき算出した額について、各年度の出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。2か年以上の継続事業の場合は、着工年度の補助要領に定める算定方法を適用する。
- (2) 既存建築物の買取り・改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建築を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、様式第5号に必要な書類を添付して補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

6 補助金の額の確定

市長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 市長は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 市長は、8によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

10 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、8により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 市長は、(1) 又は (2) の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

1 1 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

1 2 財産処分の制限

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

1 3 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が、市長の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

1 4 財産管理

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

1 5 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

1 6 帳簿の整理

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかななければならない。

1 7 消費税等に係る仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、様式第8号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

18 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

19 事業実施のための契約手続

補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

20 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助を受けようとする地域密着型サービス等の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

21 その他

この要領に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

別記 2

特定非営利活動法人等に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

法人類型に対応して策定されている会計基準(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人」という。)の場合の「公益法人会計基準」等)に基づき適正に会計処理が行われること又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費が総事業費のうちに占める割合の80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費が総事業費のうちに占める割合の50%以上であること。

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)により設立された農業協同組合及び農業共同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、指定地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

別記 3

民間企業等に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区市町村が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

別記 4

土地所有者等に対する補助条件

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 運営事業者が、交付要領第 11 条第 1 号から第 3 号までの法人の場合には、別記 2 の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、交付要領第 11 条第 4 号及び第 5 号の法人の場合には、別記 3 の補助条件を満たすこと。

別記 5

建物所有者に対する補助条件

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 運営事業者が、交付要領第 11 条第 1 号から第 3 号までの法人の場合には、別記 2 の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、交付要領第 11 条第 4 号及び第 5 号の法人の場合には、別記 3 の補助条件を満たすこと。